

別表十（三）の記載の仕方

1 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、青色申告法人で鉱業を営むものが措置法第58条《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》若しくは平成28年改正前の措置法（以下「平成28年旧措置法」といいます。）第58条第4項《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》の規定の適用を受ける場合又は連結法人で鉱業を営むものが措置法第68条の61《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》若しくは平成28年旧措置法第68条の61第4項《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

- (2) この明細書は、探鉱準備金又は海外探鉱準備金の区分により別葉に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- (3) 「当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額3」に記載する金額について、措置法令第34条第2項第3号若しくは第11項第3号《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》又は第39条の88第1項第3号若しくは第10項第3号《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》の規定により鉱物を原材料として製造した物品の販売収入のうち当該鉱物に係る収入金額を計算した場合には、その収入金額に関する計算の明細を別紙に記載して添付してください。

なお、措置法第58条第9項の規定の適用を受けた法人が、その適用を受けた事業年度において同条第1項の規定の適用を受ける場合又は同法第68条の61第8項の規定の適用を受けた連結法人がその適用を受けた連結事業年度において同条第1項の規定の適用を受ける場合には、同法第58条第9項の規定の適用を受けたときに収入金額とされた金額又は同法第68条の61第8項の規定の適用を受けたときに収入金額とされた金額を含めないで記載します。

- (4) 「 $\frac{\text{所得基準額}}{(8) \times \frac{40 \text{又は} 50}{100}} 9$ 」は、措置法第58条第1項又は第68条の61第1項の規定の適用を受ける場合には「40又は」を消し、同法第58条第2項又は第68条の61第2項の規定の適用を受ける場合には「又は50」を消します。

- (5) 「期首探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額12」には、当期首現在の税務計算上の探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額を記載します。

- (6) 「3年又は5年を経過した場合25」は、「積立事業年度」の欄の事業年度又は連結事業年度が、平成28年4月1日前に開始した事業年度又は連結事業年度である場合には3年を経過したときに、同日以後に開始した事業年度又は連結事業年度である場合には5年を経過したときに記載します。

2 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

- (1) この明細書は、青色申告法人で鉱業を営むものが措置法第59条《新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除》の規定の適用を受ける場合又は連結法人で鉱業を営むものが措置法第68条の62《新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

- (2) 「 $\frac{\text{探鉱費基準額}}{(29) \text{又は} ((31)-(32))} 33$ 及び
(マイナスの場合は0)」

「 $\frac{\text{所得基準額}}{((37)-(40)) \text{又は} ((37)-(40)-(41))} 42$ 」の各欄は、措置法
(マイナスの場合は0)」

第59条第1項又は第68条の62第1項の規定の適用を受ける場合には「又は((31)-(32))」及び「又は((37)-(40)-(41))」を消し、同法第59条第2項又は第68条の62第2項の規定の適用を受ける場合には「(29)又は」及び「((37)-(40))又は」を消します。